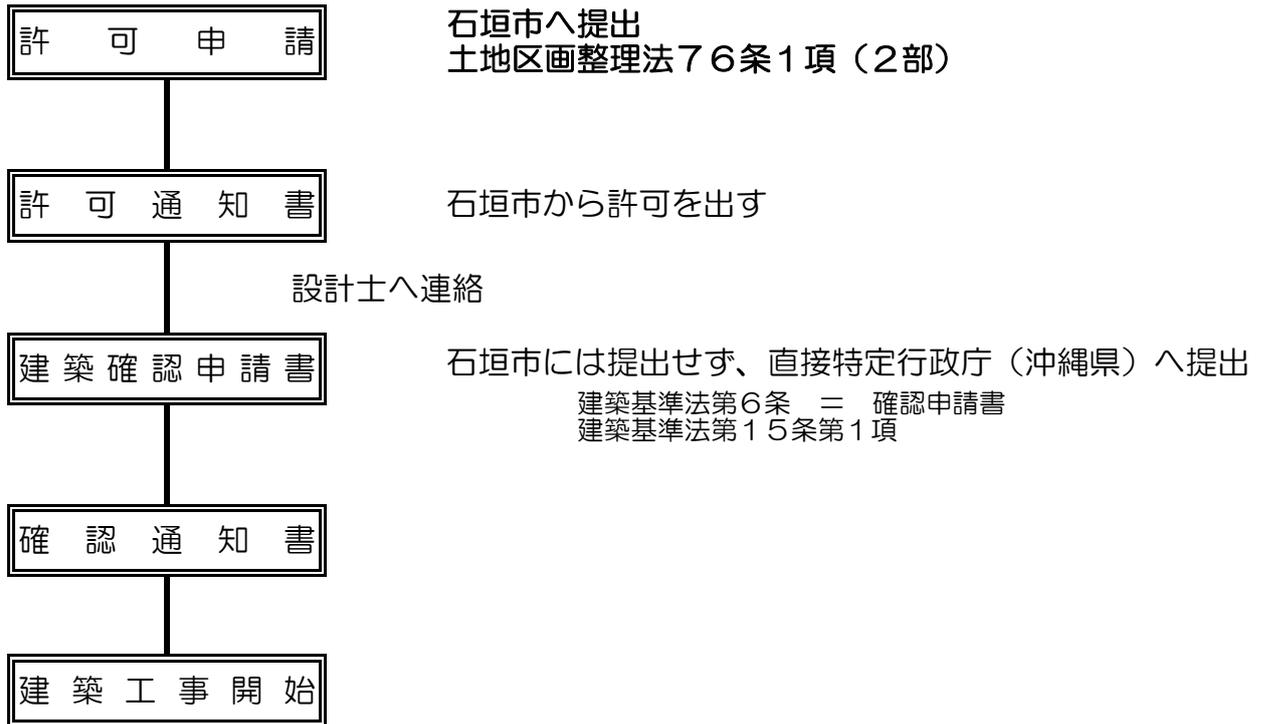


## 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為の流れ



### 土地区画整理法第76条1項 建築許可申請に必要な書類等

- ① 許可申請書…本人署名の実印2部 第1号様式(第2条関係)
  - ② 委任状…本人署名の実印 (設計士等へ委任する場合に必要)
  - ③ 誓約書…本人署名の実印使用 (建築主)
  - ④ 印鑑証明書(建築主)
  - ⑤ 登記簿謄本(建築主)
  - ⑥ 公図 (法務局)
  - ⑦ 換地予定地証明書
  - ⑧ 仮換地指定図
- 申請が必要(代理申請の場合は委任状が必要となります。)
- ⑨ 従前地の土地と仮換地地図の公図 (重ね図)
  - ⑩ 登野城地区区画整理事業 位置図
  - ⑪ 案内図・配置図
  - ⑫ 面積表
  - ⑬ 平面図
  - ⑭ 断面図
  - ⑮ 立面図
  - ⑯ 借地の場合  
(借地承諾(証明)書・印鑑証明書を添付)